

## ○ 議会災害等対策会議要綱

### (目的)

**第 1 条** この要綱は、神奈川県議会会議規則(昭和 31 年神奈川県議会規則第 1 号)第 113 条の 2 第 4 項の規定に基づき、議会災害等対策会議(以下「災害等対策会議」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。

### (構成)

**第 2 条** 災害等対策会議は、次の者で構成する。

- (1) 議長及び副議長
- (2) 所属議員数 4 人以上の会派の団長
- (3) 議会運営委員会の委員長及び副委員長
- (4) 必要に応じ議長が指名する議員

### (協議事項)

**第 3 条** 災害等対策会議は、県災害対策本部等との連携の下に、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うとともに、災害等応急対策を円滑に推進するため、次に掲げる事項について協議又は調整するものとする。

- (1) 災害等の状況に係る情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害等応急対策に係る住民の要望の伝達に関すること。
- (3) 災害等応急対策に係る国、執行機関等への提言等に関すること。
- (4) 災害等応急対策に係る取組方針に関すること。
- (5) その他災害等応急対策の推進について座長が必要と認める事項に関すること。

### (招集等)

**第 4 条** 災害等対策会議は、議長が招集し、座長となる。

2 座長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

### (代理出席)

**第 5 条** 会派の団長に事故があるときは、その所属する会派は、代理人を出席させることができる。

2 会派の団長は、あらかじめ代理人を定め、議長に届け出なければならない。

(定足数)

**第6条** 災害等対策会議は、半数以上の委員(代理人を含む。以下この条において同じ。)が出席しなければ開くことができない。ただし、交通手段の途絶その他災害発生に伴う事由により委員の半数以上が出席できないときは、座長は出席している委員に諮り開催することができる。

(意見聴取等)

**第7条** 災害等対策会議は、必要に応じ、行政関係者、委員でない議員又は専門的事項に関し学識経験を有する者から説明又は意見を聴くことができる。

(公開等)

**第8条** 災害等対策会議は、これを公開する。ただし、座長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 災害等対策会議の傍聴については、団長会の例による。

(記録)

**第9条** 座長は、会議録を作成する。

2 公開する記録には、非公開の会議の議事は記載しない。

3 会議記録は、要点記録とすることができる。

(事務)

**第10条** 災害等対策会議の事務は、議会局総務課において行う。

(補足)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、災害等対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。